

現職会員総合保険

現職会員総合保険 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

ご契約にあたり重要な事項が記載されていますので、ご契約前に「契約概要」及び「注意喚起情報」を必ずお読みください。

契約概要

この「契約概要」は「現職会員総合保険・普通保険」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認をいただきたい事項を記載したものです。

ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただけますようお願いいたします。本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、現職会員総合保険・普通保険約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、振興会までお問い合わせください。

1 商品の仕組み

振興会の現職会員及びその家族の生活安定のために、結婚、死亡、出産及び退会等に備えていただく総合的な生活保障保険です。

なお、契約タイプによる契約対象者は次のとおりです。

ご契約タイプ	契約対象者
I 型	勤務形態が常時勤務を要する現職会員
II 型	・ 任用期間が6ヵ月以上で更新によって1年を見込める 臨時的任用等職員 ・ 定年退職者等で1年任用される暫定再任用等職員 ・ 1週 29 時間以上又は1週 5 日以上勤務する会計年度 任用職員、非常勤職員等の現職会員

2 保険金をお支払する場合

号	保険金の種類	支払事由	ご契約タイプ
1	死亡保険金	現職会員が死亡したとき	共通
2	配偶者死亡保険金	配偶者が死亡したとき	共通
	こども死亡保険金	子が死亡したとき	共通
	親死亡保険金	親が死亡したとき	共通
	その他被扶養者死亡保険金	配偶者、親、子以外の被扶養者が死亡したとき	共通
	死産保険金	現職会員又は配偶者が死産したとき	共通

3	結婚祝金	現職会員が結婚したとき又は結婚のために退職し、その後3ヶ月以内に結婚するとき	共通
	出産祝金	現職会員又は配偶者が出産したとき	共通
	入学祝金	子が小学校、中学校に入学したとき	共通
	永年会員リフレッシュ祝金	契約期間が1年以上の現職会員が、勤続期間20年以上、かつ、年齢が55歳以上となったとき	I型のみ
4	遺児育英保険金	現職会員の死亡の当時に被扶養遺児が生存していた場合	I型のみ
5	看護保険金	現職会員又は被扶養者が負傷又は疾病のため入院し、付添看護人を10日を超えて雇用したとき	共通
	介護保険金	現職会員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)第15条の6及び第16条の2第1項及び第16条の3第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)第12条の6及び第13条の2第1項及び第13条の3第1項に規定する介護休暇等及びこれらに準ずる休暇等を取得したとき	共通
6	退会保険金	契約期間1年を経過した現職会員が退会したとき	共通
7	退会返還保険金	現職会員が退会したとき	I型のみ

3 保険金をお支払できない主な場合

- ① 死亡保険金の受取人となる者が、現職会員を故意に死亡させたとき
- ② 現職会員が被保険者を故意に死亡させたとき

4 特約について

この保険の普通保険約款に付帯される特約は次のとおりです。

- (1) 振興会は、特約を主約款に付加して保険契約を集団扱とし、保険料を一括して払込むことができます。
- (2) 特約において別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。
- (3) 振興会は、保険契約者が集団又は集団の代表者の場合の特則として、次の各号に定める取決めを行い、その取決めを適用することができます。
 - ① 主約款における保険証券の発行
 - ② その他事務手続き

5 保険期間について

この保険期間は1年です。保険契約満了の30日前までに振興会ホームページ等に更新内容を掲載します。

ご契約者から保険契約を更新しない旨の通知がない場合には、保険契約は自動的に更新されます。

6 引受条件(保険料・保険金額等)

(1)現職

この保険には、振興会の現職会員の方のみご加入いただけます。なお、加入後、会員資格を失ったときには、契約が終了します。

(2)保険金額

この保険の各タイプの保険金額については、パンフレットに記載してありますので、ご確認ください。

保険金の支払事由発生の著しい増加により、保険料の算出基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険期間中に保険金の減額を行うことがあります。

(3)保険料

各プランの保険の保険料はご契約者の勤務形態等により異なりますので、パンフレットをご確認ください。保険金の支払事由発生の著しい増加により保険料の算出基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

7 保険料の払込

この保険料の払込方法(回数)は、原則、月払いとします

この保険の保険料払込方法（経路）は、次のとおりとします。

(1)契約者会員の所属する団体でその者の給与から控除して払込む方法（団体扱）

(2)前号による払込ができない場合は、当会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法（口座振替）

(3)前2号による払込ができなかった場合は、金融機関等の当会の指定した口座に振込むことにより払込む方法（金融機関への振込）

8 契約者配当について

この保険には、配当がありません。

9 解約返戻金

この保険は原則、月払い商品のため、保険期間の中途において保険契約を解約した場合においても、解約返戻金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意くださいいただきたい事項を記載したものです。

ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込くださるようお願いいたします。

詳細につきましては、現職会員総合保険・普通保険約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては振興会までお問い合わせください。

1 クーリングオフについて

この保険は、クーリングオフ(お申込の撤回又は解除)ができません。

2 ご契約後における注意事項(通知義務等)

ご契約後に申込書に記載された事項(被保険者等)に変更がある場合は遅滞なくご通知くださ

い。ご通知がない場合は、保険金がお支払できない場合があります。また、転居等によるご連絡先・ご住所等の変更があった場合には重要なお知らせやご案内ができないこともありますので必ず振興会にご連絡ください。

3 責任開始期について

振興会所定の加入申込書により振興会の会員資格を取得した場合には、この保険契約を締結したものとみなし、会員資格取得の日を契約日とし、その日から保険契約上の責任を負います。

4 保険金をお支払できない主な場合

「契約概要」の「3 保険金をお支払できない主な場合」の項目をご確認ください。

5 保険料の払込猶予期間について

第2回以降の保険料及び更新契約の保険料払込については、払定期月の翌月1日から翌々月末日までの猶予期間があります。

保険金の支払事由発生の著しい増加により、保険料の算出の基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

6 経営破綻した場合の取扱について

振興会が経営破綻した場合でも損害保険契約者保護機構又は生命保険会社保護機構の行う資金援助等の措置がありません。また、この保険は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

7 保険契約更新時における契約条件の見直し

振興会は、保険金支払事由発生の著しい増加によって保険金算出基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険契約の更新時において保険料の増額若しくは保険金の減額を行うことがあります。また、この保険商品が不採算となり収支の改善が見込めないときには、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

8 生命保険料控除について

振興会は認可特定保険業者であるため、この保険の保険契約は法律上「生命保険料控除」の適用対象とはなりません。

「契約概要」及び「注意喚起情報」に関するお問い合わせ、ご相談その他苦情等は、下記までご連絡ください。

認可特定保険業者

251-8320

横浜市中区山下町1 シルクセンター4階

一般財団法人神奈川県厚生福利振興会

045-680-0251